

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	2 4－7	提案日	第 2 回 協議会	確認日	第 3 回 協議会
			平成1 6 年9 月2 4 日		平成1 6 年1 0 月1 3 日
協議項目	⑦ 重度心身障害者医療費助成			関係項目	
調整方針(案)	合併時下記の基準により実施する。 身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1以上、国民年金施行令別表程度の県補助対象外の者について単独分として事業を実施する。 身体障害者手帳をもてない特定疾患患者の食事分を除いた自己負担分についても対象とする。			協議結果	方針案のとおり

関係資料

○重度心身障害者医療費

-----県補助制度で実施

県補助対象基準（平成15年7月改正後）	調整方針案	単独事業を行っている市町村の状況		
		伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村
身体障害者手帳1、2級 （特別障害者手当所得制限限度額） 身体障害者手帳3級 （本人所得税非課税者） （扶養義務者特別障害者手当所得制限限度額）	身体障害者手帳1～3級の者 （所得制限なし） 所得制限枠を超えた者は新市単独事業により実施	所得制限なし	-----	-----
療育手帳B1以上の者 （特別障害者手当所得制限限度額）	療育手帳B1以上の者 （所得制限なし） 所得制限枠を超えた者は新市単独事業により実施	所得制限なし	特別児童扶養手当1、2級該当者	-----
65歳以上国民年金法施行令別表該当者 （特別障害者手当所得制限限度額）	65歳以上国民年金法施行令別表該当者 （所得制限なし） 所得制限枠を超えた者、65歳未満の者は新市単独事業により実施	所得制限なし 65歳未満の該当者	65歳未満の該当者	-----